

○田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準
に関する条例施行規則

平成 25 年 2 月 6 日

規則第 8 号

田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例
施行規則(平成 13 年規則第 17 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、田川地区清掃施設組合単純な労務に雇用される職員の給与の種類及
び基準に関する条例(平成 25 条例第 5 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、単
純な労務に雇用される職員(以下「職員」という。)の給与に関し、必要な事項を定める
ことを目的とする。

(給与の支給)

第 2 条 特殊勤務手当としてごみ焼却及び埋立処理業務に従事する職員に支給する清掃
衛生作業員手当の額は、1 日につき 3 0 0 円とする。

2 前項の規定によるほか、職員の給与の額及び支給方法については、田川市職員の給
与に関する条例(昭和 26 年条例第 27 号)の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。